【規程番号　神女院Ｖ－004】

神戸女子大学大学院科目等履修生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第38条に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定める。

第２条　科目等履修生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　科目等履修生の許可は、学期初めにこれを行う。

第４条　博士前期課程及び修士課程の科目等履修生を志願できる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

２　博士後期課程の科目等履修生を志願できる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第５条　科目等履修生の履修できる単位数は、１年を通じ20単位以内とする。

第６条　科目等履修生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 科目等履修生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（３か月以内に写したもの）

第７条　科目等履修生の就学期間は半期又は１年とする。

２　年度を改め引き続き科目等履修生となることを希望する者は、改めて前条の手続きを行わなければならない。ただし、第２号及び第３号の書類の提出は不要とする。

３　神戸女子大学に在学する学生については、科目等履修料は免除とする。ただし、実験実習費は実費を徴収することがある。

第８条　科目等履修生は、履修科目につき試験を受けることができる。試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

第９条　科目等履修生を許可された者は、所定の期日までに科目等履修料を納めなければならない。

２　科目等履修料は、次のとおりとする。

１単位につき 12,000 円。実験実習費は実費を徴収することがある。

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。